

LOGOSWARE マニフェスト・エディタ ソフトウェア利用規約

ソフトウェアをインストールされる前に、以下の条件を良くお読みになって下さい。

本利用規約は、ロゴスウェア株式会社（以下、「ロゴスウェア」という）が提供する本ソフトウェアをお客様が使用する際の条件を記したものであります。

お客様が本ソフトウェアをインストールし、使用する場合は、本利用規約のすべての条件に同意したものとみなします。

第1条（定義）

1. 「本ソフトウェア」とは、ロゴスウェアが、お客様に提供するマニフェストファイル作成ソフトウェア「LOGOSWARE マニフェスト・エディタ」で、そのソフトウェア及び関連資料を意味します。
2. 「コンテンツファイル」とは、お客様が利用する学習管理ツールに登録をするコンテンツを記録したファイルを意味します。
3. 「マニフェストファイル」とは、「本ソフトウェア」によって作成された、SCORM 規格準拠のマニフェストファイルを意味します。
4. 「出力ファイル」とは、「本ソフトウェア」によって出力される、「コンテンツファイル」と「マニフェストファイル」をアーカイブしたファイルを意味します。

第2条（目的）

本規約の目的は、ロゴスウェアがお客様に対し「本ソフトウェア」の使用許諾を行う事によって、お客様がマニフェスト・ファイルを作成し、それを使用することを可能にするものです。この目的以外での使用は禁じられます。

第3条（使用許諾）

1. ロゴスウェアは、お客様に対し、本規約に定める条件の下でお客様が「本ソフトウェア」を使用することのできる、非独占的使用権をライセンスキーを以って許諾します。
2. 「本ソフトウェア」の利用には、ロゴスウェアから発行されたライセンスキーの入力が必要になります。このライセンスキーは、一ライセンスにつき一つ発行されます。
3. お客様が「本ソフトウェア」をインストールできる端末の数は、お客様がロゴスウェアから購入したライセンス数に限られます。

第4条（業務支援）

ロゴスウェアは、お客様より通知された「本ソフトウェア」に関するトラブルその他のシステムの不具合につき、ロゴスウェアの責任およびロゴスウェアが保有する技術情報の範囲内において調査・解決に積極的に努力するものとします。

第5条（返品）

「本ソフトウェア」は、インストール後には返品できません。

第6条（瑕疵担保責任）

1. OS、Web閲覧ブラウザ、および本ソフトウェアを開発するために使われたツール類に起因する瑕疵については、ロゴスウェアはその責任を負わないものとします。
2. 「本ソフトウェア」及び、「本ソフトウェア」で制作した「出力ファイル」に対して、将来リリースされたハードウェアやソフトウェアとの組み合わせにおける動作について、ロゴスウェアはその保証をしないものとします。

以上

第7条（本ソフトウェアの権利関係）

1. 「本ソフトウェア」に含まれるプログラムその他の全ての知的財産権（著作権法27条、28条の権利を含む）は、ロゴスウェアに帰属します。
2. お客様は、本規約に定める条件の下で「本ソフトウェア」を使用する権利を得ます。

第8条（出力ファイルの権利関係）

1. 「本ソフトウェア」を使用して制作された「マニフェストファイル」の知的財産権（著作権法27条、28条の権利を含む）は、お客様に帰属します。
2. お客様は「マニフェストファイル」の複製および二次利用を行う権利を有します。
3. 「出力ファイル」に含まれる「コンテンツファイル」の知的財産権の帰属は、「本ソフトウェア」の使用によって異動しません。

第9条（禁止事項）

お客様が以下のことを行なうことは禁止されます。

1. ロゴスウェアから正式に購入したライセンス数（ロゴスウェアから「LOGOSWARE e-LEARNING SUITE」を購入した場合はそのライセンス数）以上の端末に「本ソフトウェア」をインストールすること。
2. 「本ソフトウェア」をバックアップ以外の目的で複製し、第三者に対して配布したり譲渡すること。
3. 「本ソフトウェア」をネットワークサービスへアップロード等の方法で複製すること。
4. 「本ソフトウェア」をネットワークを介すなどして複数のユーザーが同時に使用すること。
5. 「本ソフトウェア」をインストールした端末以外の端末から利用すること。
6. 「本ソフトウェア」を修正、改作、翻訳、リバースエンジニア、デコンパイル、ディスクアセンブルすること、またその他の方法でソースコードの解明を試みること。
7. 「本ソフトウェア」の派生製品を開発すること。
8. 「本ソフトウェア」の使用権を販売、レンタル、リース、譲渡等すること。

第10条（免責）

1. ロゴスウェアは、「本ソフトウェア」が特定の目的に適合していることを保証しません。
2. ロゴスウェアは、「本ソフトウェア」の使用または使用不能から生ずる一切の損害に関して責任を負わないものとします。

第11条（準拠法等）

本規約は日本国の法令に準拠し、これに基づいて解釈され、本規約に関する全ての紛争については東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第12条（日本国外での使用）

1. お客様は、本ソフトウェアについて日本国外へ輸出または国外で使用する場合、適用される日本、およびその他の国の輸出管理に関する法律及び規則を遵守することに合意するものとします。
2. お客様が本製品を日本国外へ輸出または国外で使用した場合、当該行為から生ずる一切の責任はお客様が負うものとします。
3. お客様の日本国外への輸出または国外での使用によりロゴスウェアが損害を被った場合には、お客様がその損害の全額を賠償するものとします。

第13条（協議）

本規に定めのない事項および疑義が生じた事項については、双方協議のうえ決定するものとします。

LOGOSWARE マニフェスト・エディタ ソフトウェア利用規約

改定

-02 : 2014 年 1 月 24 日

- ・納品物としての CD-ROM に関する記述を削除
- ・単体購入時の規約と SUITE 付属用の規約を整理統合

-03 : 2014 年 1 月 31 日

- ・本ソフトウェアは、保守サービスを持たないため、11 条（提供の終了）を削除

-04 : 2014 年 2 月 13 日

- ・規約名の表記「ManifestEditor」を「マニフェスト・エディタ」に変更

-05 : 2016 年 4 月 22 日

- ・誤字修正 第 6 条 2 項 「保障 → 保証」